

様式1(主な取組)

「主な取組」検証票

施策展開	3-(13)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	施策	駐留軍用地跡地利用の推進に向けた取組
			施策の小項目名	—
主な取組	跡地利用を推進するための公有地の拡大			
対応する主な課題	②返還に当たっては、返還前の立入調査、土壌汚染や不発弾等の支障除去措置、地権者の負担軽減など様々な課題の解決を図るとともに、跡地開発に必要な公共施設用地の確保の遅れが跡地開発事業の遅延に繋がることから、返還前の早い段階から公有地を確保する必要がある。			

1 取組の概要 (Plan)

取組内容		年度別計画				
		H29	H30	R元	R2	R3
跡地利用計画を推進するための公有地の拡大（駐留軍用地の跡地利用に必要な道路用地等の確保）を図る。						
実施主体		土地の取得(返還又は土地の引渡しまでに必要な土地の確保を目指す。)				
担当部課【連絡先】		【098-866-2040】				

2 取組の状況 (Do)

(1) 取組の進捗状況 (単位：千円)

予算事業名	特定駐留軍用地等内土地取得事業						R4年度		令和3年度活動内容と令和4年度活動計画
主な財源	実施方法	H29年度 決算額	H30年度 決算額	R元年度 決算額	R2年度 決算額	R3年度 決算見込額	当初予算額	主な財源	
一括交付金(ソフト)	直接実施	431,896	663,326	488,203	743,773	892,729	1,095,530	一括交付金(ソフト)	OR3年度： 駐留軍用地の跡地利用を円滑に推進するために必要な公有地を確保するため、普天間飛行場内の土地(約1.0ha)を取得した。 OR4年度： 駐留軍用地の跡地利用を円滑に推進するために必要な公有地を確保するため、跡地利用推進法に基づく土地の先行取得を実施する。
予算事業名							R4年度		令和3年度活動内容と令和4年度活動計画
主な財源	実施方法	H29年度 決算額	H30年度 決算額	R元年度 決算額	R2年度 決算額	R3年度 決算見込額	当初予算額	主な財源	
		—	—	—	—	—	—		OR3年度： — OR4年度： —

様式1(主な取組)

活動指標名	土地の取得				R3年度			R3年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要				
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B							
	約0.4ha	約0.8ha	約0.5ha	約0.9ha	約1.0ha	—	100.0%	892,729	順調	普天間飛行場においては、約17haの道路用地の取得を目指しており、平成25年度から令和3年度までに約12.8haの土地を取得した。				
活動指標名					R3年度									
実績値										892,729	順調	進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果		
活動指標名					R3年度									
実績値												892,729	順調	返還予定の嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地で公有地が極端に少ない。公共施設用地の確保の遅れが跡地開発事業の遅延につながることから、円滑な跡地利用推進のため公有地の確保が必要である。 令和3年度は、普天間飛行場で約1.0haの土地を取得し、目標である約17haの達成に向けた土地取得が順調に推移していることから、跡地開発事業を早期着手し、円滑な跡地利用の推進につなげることができる。
活動指標名					R3年度									
実績値								892,729	順調					

(2) これまでの改善案の反映状況

令和3年度の取組改善案	反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の先行取得制度や沖縄県の取組について、ホームページ等の新たな広報手段も取り入れながら地権者に対する広報活動を継続することにより、土地売却の申出等を促進させ、公有地の拡大を図る。 ・土地の先行取得に係る関連制度及び基金の継続に向けて、関係機関と連携しながら取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍にあるため戸別訪問は実施できなかったが、広報媒体（県ホームページ、広報テレビ、広報誌）の活用や地権者に対してチラシによる土地先行取得制度の周知を行い、土地売却の申出等の促進を図った。



様式1(主な取組)

3 取組の検証 (Check)

(1) 推進上の留意点 (内部要因、外部環境の変化)

○内部要因

・跡地利用推進法に基づく土地の先行取得制度では、地権者から駐留軍用地等所在市町村への土地売却の申出又は届出を受けてから買取りの交渉が始まるため、地権者等に対し、引き続き、先行取得制度の周知を図ることが重要。

○外部環境の変化

・新型コロナウイルス感染拡大により周知活動が制限されている。

(2) 改善余地の検証 (取組の効果の更なる向上の視点)

・土地売却の申出等を促進するためには、地権者への土地先行取得制度の趣旨について継続して周知する必要があるため、周知方法についても検討する必要がある。

4 取組の改善案 (Action)

・土地の先行取得制度や沖縄県の取組について新たな広報手段も検討し、地権者に対する広報活動を継続することにより、土地売却の申出等を促進させ、公有地の拡大を図る。

様式1(主な取組)

活動指標名	駐留軍用地の跡地利用の促進を図るため、跡地利用計画の策定に向けた調査				R3年度			R3年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
	2件	2件	2件	2件	2件	—	100.0%	20,752	順調	普天間飛行場跡地利用計画策定等に向けて、以下の2件の取り組みを行った。 ・普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ(第2回)検討委員会の開催(計3回) ・嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の円滑な跡地利用に向けた調査
活動指標名					R3年度					
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
										進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果
活動指標名					R3年度					
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」更新のため、有識者等で構成する検討委員会において、広域的かつ長期的な観点からの土地利用、道路及び鉄軌道などの社会基盤整備計画を踏まえた検討を行い、計画内容の具体化を着実に進めている。 嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の円滑な跡地利用に向け、関係市町村との意見交換等により、課題の把握や情報共有を行っている。
(2)これまでの改善案の反映状況										
令和3年度の取組改善案						反映状況				
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地権者、国及び関係市町村と連携しながら、有識者検討会議での意見を踏まえ、普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」の更新に向けて取り組みを進める。 普天間飛行場における自然環境調査等については、環境補足協定で定められた期日よりさらに早い段階の立入り調査実施を国に対し引き続き求めていく。 イベントの開催等、地権者等へ情報発信を行っていき、跡地利用への機運醸成を図っていく。 						<ul style="list-style-type: none"> 有識者等で構成する検討委員会を計3回開催し、普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ(第2回)(委員会案)」を作成した。 普天間飛行場における立入調査の実施に向けて、宜野湾市と共同で、沖縄防衛局と立入申請書(案)の調整を行った。 駐留軍用地跡地利用に関する取り組みを県民に広く周知し、返還後のまちづくりへの機運醸成を図ることを目的に、県内3箇所の商業施設で巡回パネル展を開催した。 				



様式1(主な取組)

3 取組の検証 (Check)

(1) 推進上の留意点 (内部要因、外部環境の変化)

○内部要因

- ・ 普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」を更新する上で、計画内容の具体化を図るための自然環境調査及び文化財調査の実施や、地権者、国及び宜野湾市等との連携が重要となる。
- ・ 周辺地域の開発の動向や、広域的かつ長期的な観点からの土地利用、道路及び鉄軌道などの社会基盤整備の関連計画を踏まえた検討を行い、跡地開発を県土構造の再編につなげる必要がある。

○外部環境の変化

- ・ 平成27年9月に日米間で締結された環境補足協定では、原則、返還前の立入調査が可能となる期日は返還日の150労働日前を超えない範囲とされているが、計画内容の具体化を図るための自然環境調査及び文化財調査はできるだけ早い段階から着手する必要がある。
- ・ 駐留軍用地の返還時期については、外部要因による影響を強く受ける。

(2) 改善余地の検証 (取組の効果の更なる向上の視点)

- ・ 普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」の更新について、有識者等で検討された揺るぎないまちづくりの方向性を踏まえ、地権者、国及び宜野湾市等と連携して進めることが重要である。
- ・ 普天間飛行場における自然環境調査及び文化財調査については、環境補足協定で定められた期日よりもさらに早い段階で立入調査を行うことが重要である。
- ・ 地権者や市民、県民への理解を深めるため、広く情報発信を行うことが重要である。

4 取組の改善案 (Action)

- ・ 引き続き、地権者、国及び宜野湾市等と連携しながら、普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」の更新に向けて取り組みを進める。
- ・ 普天間飛行場における自然環境調査等に関して、環境補足協定で定められた期日よりもさらに早い段階での立入調査の実施を国に対して求めていく。
- ・ イベントの開催等、地権者等へ広く情報発信を行い、跡地利用への機運醸成を図っていく。